

北海道立市民活動促進センター指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

- 北海道内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体であること（団体を構成員とする連合体（以下、「コンソーシアム」という。）にあっては、全ての構成員が道内に事業所又は事務所を有していること）。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手続条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立市民活動促進センター指定管理者候補者選定委員会において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手続条例施行規則第5条＞

（欠格事項）

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で143,950,000円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
 - ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ① 本公司要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査項目

(1) 選定基準

ア 最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手続条例」という。）第4条第1号から第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。）に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第4条＞

(選定)

第4条 知事等は前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

イ 本施設の性質又は目的に応じて定める基準

指定手続条例第4条第5号の規定に基づき、本施設の性質又は目的に応じて定める選定基準は、次のとおりとする。

市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能を整備・充実させること。

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

III 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

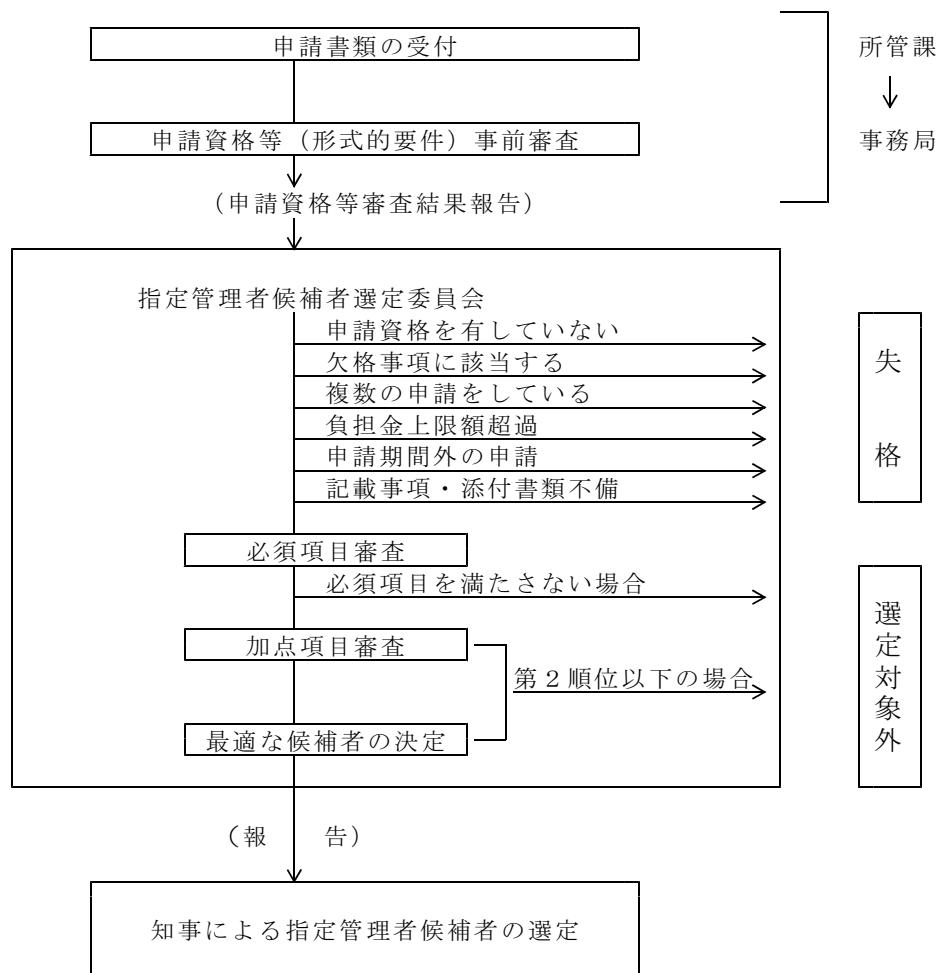
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

〈参考〉

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目				
		申 請 資 格	欠 格 事 項	
		説 明		単 体 コンソーシアム (構成員)
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> ※注2
イ	道立施設の管理をして、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		欠 格 事 項		単 体 コンソーシアム (構成員)
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
イ	団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産者で復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※注1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】必須項目審査に係る審査項目

選定基準	必須審査項目	適合状況 ※ (主な審査資料)
① 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと 【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること	(業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 要求水準等に定める管理に必要な体制等を充たしていること。 【資産及び財務の状況】 b) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと c) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと及び社会保険等の届出義務を履行していること 【法令遵守能力等】 d) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること。 e) 役員等(法人でない団体にあっては、代表者)に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと f) 団体又は役員等が「暴力団による不等な行為の防止に関する法律(平成3年法律第7号)」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと	(業務計画書) (財務関係資料) (納税証明書) (社会保険等届出義務履行証明書類) (定款・寄付行為、誓約書等) (誓約書等) (役員名簿、誓約書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)
⑤ 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能を整備・充実させること。	a) 道民生活の安定と向上に向け、地域社会のニーズに対応した事業を推進する取組が提案されていること。 b) 地域住民や活動団体が活動交流や情報の交換を行うなど、道民誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する取組が提案されていること。 c) 市民活動を総合的に推進し、かつ、活発化するための有効な取組が提案されていること。 d) 中間支援組織等の人材育成・支援やネットワークの形成等に係る有効な取組が提案されていること。	(業務計画書、収支計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点項目審査に係る審査項目及び配点表

	審査項目	配点
条例第4条関係へ一 号から四号へ一 号	<p>1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び 住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。</p> <p>① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。</p> <p>2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。</p> <p>① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。</p> <p>② 利用者の便益が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。</p> <p>③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。</p> <p>3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。</p> <p>① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切で あり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。</p> <p>② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、 業務運営に活かすことが期待できること。</p> <p>4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。</p> <p>② 収支計画書の内容が適切であること。</p> <p>5 市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進 するための拠点としての機能を整備・充実させるものであること。</p> <p>① 道民生活の安定と向上に向け、地域社会のニーズに対応した事業を推進する取 組が提案されていること。</p> <p>② 全道各地の道民誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する取組が提案 されていること。</p> <p>③ 市民活動を総合的に推進し、かつ、活発化するための有効な取組が提案されて いること。</p> <p>④ 中間支援組織等の人材育成・支援やネットワークの形成等に係る有効な取組が 提案されていること。</p>	(5点) (5点) (15点) (5点) (5点) (5点) (10点) (5点) (5点) (40点) (30点) (10点) (30点) (5点) (10点) (5点) (10点)
第四条第五号	合	計
		100点

【表4】評価方法

定性的評価項目に対する五段階評価	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて非常に的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。	A	配点×1.00
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。	B	配点×0.75
	<input type="radio"/> 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいて、おおむね的確である。 <input type="radio"/> 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおむね水準を満たしている。	C	配点×0.50
	<input type="radio"/> 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 <input type="radio"/> 提案内容に有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性はあまり認められない。	D	配点×0.25
	<input type="radio"/> 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 <input type="radio"/> 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。	E	配点×0.00
	<input type="radio"/> 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（5ヶ年の総額）」が予定価格の範囲内での最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。		
価格に対する評価	<算出例> 最低入札価格除算方式 配点が30点の場合 申請者A：道が支払う管理費用総額50,000千円（最低価格1番札） 得点→30点×1.00=30点		
	申請者B：道が支払う管理費用総額55,600千円（2番札） 得点→30点×50,000千円／55,600千円 = 26.978点≈26.98点（小数点以下第3位四捨五入）		

加点審査項目に係る評価の視点

得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、別表により評価を行う。

ただし、④の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

1 正当な理由がない限り住民が施設を利用するすることを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。

① 施設の利用にあたり、利用者の便宜を一層図るべく工夫を行っていること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 特定の個人、団体を優先させることにならない。
 - b 利用承認の設定に不当な利用拒否又は不平等な取り扱いが行われる恐れがない。
 - c 平等利用を確保するための具体的方策が盛り込まれている。
-

2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること。

① 利用促進の方策が有効かつ実効性のあるものであること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 管理の目標を達成するための具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- b 施設の利用を促進させる方策（PR・広報活動等）がとられている。
- c インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。
- d 施設に対する要望・意見・苦情等を聴取し、改善に結びつける方策がとられている。

② 利用者の便益が図られ質の高いサービスの提供が期待できること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 具体的かつ効果的な方策が提案されている。
- b インターネットを活用するなど情報提供サービス（施設内容、行事内容等）が充実している。
- c 身障者、高齢者への配慮に関する提案がなされている。
- d その他、利用者へのサービス提供への配慮についての優れた提案がなされている。

③ 管理運営の基本方針や運営面の方策が公の施設の目的、関係法令と整合性が図られたものであること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 管理運営の基本方針が施設の目的に合致している（北海道市民活動促進条例）。
 - b 個人情報（公の施設の管理に係るものに限る。）の適正な管理のための措置が講じられている（北海道個人情報保護条例）。
 - c 緊急時の対応などについて、適正な措置が盛り込まれている。
-

3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

① 業務遂行に必要な人員の配置及び技術・能力の育成等に関する計画等が適切であり、業務を安定して行う実施体制が確立されていること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 業務の内容に応じ、専門的な知識・経験等を有する職員を配置できること。
- b 業務遂行に係る意思決定を迅速に行える組織体制であり、責任の所在と役割の分担が明確であること。
- c 職員の資質向上を図るための定期的な研修等の実施が計画されていること。

② 業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ等を有しており、業務運営に活かすことが期待できること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 団体が業務処理を安定して行うために必要な知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を有していること。
 - b 上記知識、経験、ノウハウ、資産その他の能力を業務運営に活かしている提案内容のこと。
-

4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

① 道が支払う管理費用の総額が安価であること。〔配点30点〕

《評価事項》

- a 道が支払う管理費用の総額が、より安価なものである。
- b 維持管理及び事業実施コスト縮減に当たっての基本的な考え方
- c 維持管理業務及び事業実施業務に係る経費積算の考え方
- d その他コスト縮減に関する優れた提案

② 収支計画書の内容が適切であること。〔配点10点〕

《評価事項》

- a 収支計画書と業務計画書に整合性があること。

5 市民活動の促進に関する取組を効果的に実施するため、市民活動を総合的に推進するための拠点としての機能を整備・充実させること。

① 道民生活の安定と向上に向け、地域社会のニーズに対応した事業を推進する取組が提案されていること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 中間支援組織や行政、NPOなどと十分連携できる能力を有し、かつ、これらとの意見交換等によるニーズの把握や事業実施が提案されている。

② 地域住民や活動団体が活動交流や情報の交換を行うなど、全道各地の道民誰もが自由に市民活動に参加できる環境を整備する取組が提案がされていること。〔配点10点〕

《評価事項》

- a 施設内の掲示板・ホームページの活用や行政・企業などとの連携による質の高い市民活動団体や市民活動情報の提供が期待できる提案がされている。

- b 交流推進・研修コーナー等のスペースを利用して、打ち合わせや活動交流、情報交換を活発に行うことが期待できる提案がされている。

- c 施設近郊以外の道民の市民活動への参加促進に資する提案がされている。

③ 市民活動を総合的に推進し、かつ、活発化するための有効な取組が提案されていること。〔配点5点〕

《評価事項》

- a 市民活動に参加するためのきっかけ作り、呼び水として期待できる事業が提案されている。

- b NPOと行政、企業等の多様な主体との協働の実現が期待できる事業が提案されている。

- c 福祉やまちづくり、子どもの健全育成など、幅広い市民活動を対象とした取組が提案されている。

- d 全道の市民活動団体等を対象とした取組が提案されている。

④ 中間支援組織等の人材育成・支援やネットワークの形成等に係る有効な取組が提案されていること。〔配点10点〕

《評価事項》

- a 中間支援組織等の人材育成や活動のレベルアップが期待できる事業が提案されている。

- b 中間支援組織等への支援等について具体的な取組が提案されている。

- c 道立市民活動促進センターを道内の中核施設として、中間支援組織等とのネットワーク形成に向けた具体的な取組が提案されている。